高知県博覧会受入環境等整備支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、高知県博覧会受入環境等整備支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 新型コロナウイルス感染症の拡大により大きな打撃を受けた観光需要回復の起爆剤として、本県出身の植物学者牧野富太郎博士ゆかりの地や草花の群生地等の「草花体感フィールド」を生かした官民共同による博覧会を実施することとしている。この博覧会を通じて「草花体感フィールド」に観光客を誘い、受け入れるために必要な環境等を整備することを目的として、次条に規定する補助事業者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業、補助事業者、事業実施主体、補助対象経費、補助率及び補助限度額)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)、補助事業者、事業実施主体、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(補助事業の採択の申請)

第4条 補助事業者は、補助事業を実施しようとするときは、補助事業ごとに別記第1号様式による採択申請書に必要な書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助事業の採択等)

- 第5条 知事は、前条に規定する申請書の提出があった場合は、その内容が適当であるかを審査 し、補助事業の採択の可否について決定を行うものとする。
- 2 知事は、採択の決定を行った場合にあっては申請者にその旨を通知するものとし、不採択の決定を行った場合にあってはその理由を付して申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の申請)

- 第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助事業ごとに別記第2号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助金の交付の申請に当たって、事業採択を受けた補助事業の内容を変更しようとするときは、事前に知事に協議し、その指示を受けなければならない。
- 3 第1項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を

乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。 ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合について は、この限りでない。

(補助金の交付の決定等)

- 第7条 知事は、前条第1項の規定による申請が適当であると認めた場合は、当該申請者が別表第 2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除き、補助金の交付を決定し、速やかに当該決定 の内容を当該補助事業者に通知するものとする。
- 2 知事は、補助事業者若しくは間接補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めた とき、又は本要綱に定める事項を遵守しなかった場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を 取り消すことができる。

(補助の条件)

- 第8条 第2条に規定する補助目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならないものとし、第3条に規定する事業実施主体に補助金を交付する場合においても、第2号から第7号までに規定する条件と同様の条件を付さなければならない。
 - (1)補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに別記第3号様式による補助事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けること。
 - (2) 補助事業の執行に際しては、県又は市町村が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければな らないこと。
 - (3)補助金に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、かつ、当該収入及び支出に関する証拠書類を整備し、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
 - (4)補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても 善良な管理者の注意をもって管理するとともに、第2条に規定する補助目的に沿って、効果的 な運用を図らなければならないこと。
 - (5) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
 - (6) 納税義務者である場合は、県税を滞納していないこと。
 - (7) 県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。

(補助事業の着手)

第9条 補助事業の着手は、原則として第7条第1項の規定による補助金の交付の決定通知に基づき行わなければならない。ただし、やむを得ない事由があると認めて、知事が別記第4号様式による指令前着手届を受理した場合は、受理した日から事業に着手することができるものとする。

(補助事業の重要な変更)

- 第10条 補助事業について、次の各号のいずれかの重要な変更を行おうとするときは、あらかじめ 別記第5号様式による補助金変更申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。
- (1) 事業実施主体の変更
- (2) 補助事業の中止又は廃止
- (3) 補助事業の施行箇所の変更又は追加
- (4) 補助金額の増額又は補助事業ごとに20パーセントを超える減額
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助事業の内容の重要な部分に関する変更

(実績報告等)

- 第11条 補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の2月28日のいずれか早い日までに、別記第6号様式による補助金実績報告書及び関係書類を知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、速やかに知事にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。
- 2 補助事業者は、第6条第3項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、前項の補助金実績報告書の提出時期までに当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、第6条第3項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、第1項の補助金実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額(前項の規定により減額した市町村等において、その金額が減じた額を上回る場合にあっては、当該上回る額)を別記第7号様式による消費税仕入控除税額等報告書により知事に提出するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(補助金の支払)

- 第12条 補助金は、前条の規定による報告により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、知事が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めたときは、確定前にその全部又は一部を概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項ただし書の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、別記第 8号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(財産の処分の制限等)

第13条 補助事業者は、補助事業により取得した財産のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の施設財産、機械及び器具等(この条において「取得財産等」という。)については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、知事が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

- 2 知事は、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保 に供し、又は廃棄することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相 当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。
- 3 補助事業者は、取得財産等があるときは、別記第9号様式による取得財産等管理台帳を備え、 管理するとともに第11条第1項の規定による実績報告書に添えて提出しなければならない。
- 4 補助事業者は、間接補助事業を行う場合は、間接補助事業者に対して、第1項本文及び第2項 に規定する条件と同様の条件を付し、別記第9号様式による取得財産等管理台帳を備えさせ、管 理させなければならない。

(遂行状況の報告、事業成果のフォローアップ等)

- 第14条 知事は、必要があると認めたときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行の状況等について報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。この場合において、補助事業者は、知事からの報告の求め又は調査に協力し、指導がある場合は対応状況を報告をしなければならない。
- 2 補助事業者及び事業実施主体は、事業実施年度の翌年度から5年間以上、事業成果等について フォローアップを行うものとする。
- 3 知事は、必要があると認めたときは、補助事業者に対し、前項に関する報告を求め、又は必要 な調査を行うことができる。この場合において、補助事業者は、知事からの報告の求め又は調査 に協力しなければならない。
- 4 補助事業者は、間接補助事業を行う場合は、間接補助事業者に対して、第1項及び前項に規定 する条件と同様の条件を付さなければならない。

(グリーン購入等)

- 第15条 事業実施主体は、補助事業の実施において、物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」(平成13年3月26日作成)に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。
 - 2 「高知県産材利用推進方針」(平成23年4月1日作成)に基づき、県産材の利活用が必要な 施設は、基準に沿った整備となるよう努めるものとする。

(情報の開示)

第16条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に 基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原 則として開示を行うものとする。

(委任等)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和4年6月24日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基いて交付された 補助金については、第7条第2項、第8条第3号及び第4号、第11条第3項、第13条第1項、第 2項及び第4項、第14条第1項から第3項まで並びに第16条の規定は、同日以降もなおその効力 を有する。

補助事業	補助事業者	事業実施主体	補助対象経費(注1)(注2)	補助率	補助限度額
1 受入環境整 備事業	市町村	市町村又は市町 村の長が補助を 行う団体(注3)	草花体感フィールド 等(注4)の受入環境 整備に係る経費		1補助事業当たり 5,000万円
2 案内機能強 化事業			草花体感フィール ド等へ誘う観光案 内機能強化に係る 経費	定額 (草養	500万円(うち草花 ガイド養成支援事

- (注1)補助対象とならない経費は、次に掲げる経費とする。
 - 1 用地の取得及び整地に要する経費(草花体感フィールドを訪れる観光客向けの駐車場の整地 に要する経費を除く。※原則、舗装は不可)
 - 2 既存の施設、設備等の撤去、処分等に要する経費(撤去等を行わなければ施設等の整備又は 改修ができない場合を除く。)
 - 3 職員の人件費
 - 4 案内機能強化事業で、既存施設の改修に係る経費で単なる維持修繕のみを目的とするもの
 - 5 販売用商品の仕入や製造に供する原材料費、人件費等の経費(商品の開発や試作品の製造等 に必要となる経費を除く)
 - 6 商品券等の金券類の発行又は割引キャンペーン類の割引原資に要する経費
 - 7 専ら補助事業者である市町村の住民が利用する路線バス・公園遊具に該当するもの
 - 8 公課費等その他補助することが適当であると認められない経費
 - 9 1から8までに掲げるもののほか、経常経費であると知事が認める経費
 - 10 1から9までに掲げる経費を対象経費とした間接補助事業に係る経費
- (注2)次に掲げる全ての要件を満たすものとする。
 - 1 「草花ガイド」を配置し、シーズン期間中は4定条件を満たしたガイドプランを円滑に実施できること。
 - ※「草花ガイド」とは・・・草花体感フィールド等でエピソード等を含めて解説案内ができ、 且つ、地域の食、歴史、自然体験などの観光資源も活用し、地域の消費拡大につながるガイドプランを組み立てて実施できるガイド
 - ※4定条件とは・・・「定時」「定量」「定額」「定質」。観光客等から、ある期限までに申し込みがあれば、一定のサービスを一定の価格で提供することが可能な状況。
 - 2 感染症拡大防止と、グリーン化、デジタル化、ユニバーサル化のいずれかを意識した整備であること
 - 3 案内機能強化事業においては、県内の他の観光施設等への周遊も意識した内容であること
- (注3)団体のうち、法人格のない団体の場合は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。
 - 1 3以上の個人又は法人が主体となって構成されるもの
 - 2 地域資源を活用し、地域振興に資する取組を行う団体で、規約等を有し、団体の意思を決定し、及び執行する組織が確立されており、かつ、予算、決算及び会計処理が行われているもの ※ 営利を目的とする団体の専ら自らの営利に係る事業の場合については対象外
- (注4)県内の牧野富太郎博士ゆかりの地や草花の群生地等で一定の観光客の受入が可能な観光素材。 又は、博覧会の取組と連動して市町村等が機能強化しようとする草花を生かした観光素材。
- (注5)草花ガイド養成のための講習会の開催経費、受入ガイドラインや受入マニュアルの作成にかかる経費、ガイドを行うために必要な備品(インカム、ユニフォーム等)の購入、モニターツアーに必要な経費 など。

別表第2(第7条、第8条関係)

- 1 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。) 第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(暴排条例第2条第3号に 規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問 その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執 行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の 団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。)が暴 力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、 又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者で あることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に 損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。